

国土交通省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

1 通知された案の内容（別紙1）

(1) 対象者

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1人（理事：平成16年3月22日退職）
独立行政法人国際観光振興機構	1人（理事長：平成16年3月31日退職）
独立行政法人水資源機構	1人（理事長：平成16年3月31日退職）
独立行政法人海技大学校	1人（理事：平成16年3月31日退職）
独立行政法人海員学校	1人（理事：平成16年3月31日退職）

(2) 業績勘案率（案）

対象者のすべてについて 1.0

2 勘案率の決定方法（別紙2）

(1) 基本的考え方

当分科会の方針を踏まえて作成した「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年3月23日国土交通省行政評価委員会決定）に基づき算定し、国土交通省独立行政法人評価委員会が決定

(2) 業績勘案率の決定方法

① 法人の業績について

法人の実績に係る業績勘案率を0.0～2.0の間で算出。

特に、1.0を超える場合には、客観的、具体的かつ明確な説明が必要。

② 個人的な業績について

個人の業績に応じて、0.2の幅を目安に増減を算出。

増減の幅を設ける場合には、客観的・具体的根拠による説明が必要。

③ 総合的な決定

法人の業務に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業務に基づき0.2を目安に増減させて決定。

3 当委員会の意見案

意見なし

(案)

政 委 第 〇 〇 号
平成 17 年 7 月 〇 日

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員 長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

「国土交通省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「国土交通省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」(平成 17 年 7 月 5 日付け国独評委第 42 号) をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定) に沿っているものであり、特に意見はありません。

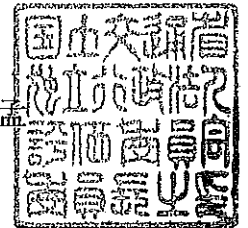
引き続き、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みにするという今般の退職金の見直しの趣旨を踏まえつつ、前記の方針に即して、役員退職員に係る業務勘案率を審議していただくよう、よろしく申し上げます。



国独評委第 42 号
平成 17 年 7 月 5 日

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 丹羽 宇一郎 殿

国土交通省独立行政法人評価委員会
委員長 木村 孟



国土交通省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の業績勘案率（案）については、別添のとおり決定したので、通知する。

記

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 独立行政法人国際観光振興機構
- 独立行政法人水資源機構
- 独立行政法人海技大学校
- 独立行政法人海員学校



今回総務省に通知する退職役員の業績勘案率(案) 一覧

		平成16年1月1日～ 平成16年3月31日の間の 業績勘案率(3ヶ月分)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
理事	██████████ 平成16年3月22日退職	1.0
独立行政法人 国際観光振興機構		
理事長	██████████ 平成16年3月31日退職	1.0
独立行政法人水資源機構		
理事長	██████████ 平成16年3月31日退職	1.0
独立行政法人海技大学校		
理事	██████████ 平成16年3月31日退職	1.0
独立行政法人海員学校		
理事	██████████ 平成16年3月31日退職	1.0

国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成17年3月23日決定
国土交通省独立行政法人評価委員会

国土交通省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づいて評価委員会が決定することとされた業績勘案率について、取扱方針を以下のとおり決定する。

今後は、この取扱方針に基づき、客観的かつ中立公正に役員退職金に係る業績勘案率を決定することとする。

なお、平成16年2月23日付け評価委員会決定「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」は、廃止する。

1. 基本的考え方

役員退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとするという基本的考え方を踏まえ、1.0を基本として評価委員会が決定する。

2. 決定の手続き

(1) 評価委員会における決定

法人は、退職役員の業績勘案率の決定に当たり、当該退職役員の業績勘案率及びその算定の考え方を記した書類を、当該法人の評価を行う分科会に提出する。分科会は、速やかに審査を行い、業績勘案率を決定する。

(2) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知

評価委員会は、閣議決定に基づき、個々の役員の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ評価委員会が検討した業績勘案率を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知する。

(3) 業績勘案率の決定

評価委員会は、業績勘案率を決定した時は、当該退職役員が所属していた法人に対しこれを通知するとともに、業績勘案率が1.5を超え、または、0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき国土交通大臣にこれを通知する。

3. 業績勘案率の決定方法

法人の業績と退職役員の個人的な業績を踏まえて、以下により決定する。

(1) 法人の業績について

退職役員の在職期間に係る法人の実績に応じて、法人の実績に係る業績勘案率を0.0～2.0の間で算出する。特に、1.0を超える業績勘案率を算出する場合には、退職役員の在職期間に係る法人の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できなければならない。

(2) 退職役員の個人的な業績について

退職役員の個人の業績に応じて、増減の幅を算出する。個人的な業績は、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、増減の幅は0.2を目安とする。

増減の幅を設ける場合には、過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって説明できなければならない。特に、その差は、役員任期中における法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績でなければならない。

(3) 総合的な決定

退職役員の業績勘案率は、法人の業績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定する。

この場合、理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定する。

1.5を超える業績勘案率を決定をする場合は、当該退職役員の在職期間中のいずれかの年度で、目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充てうる積立金）を積み立てていることを条件とする。

国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成16年2月23日決定
国土交通省独立行政法人評価委員会

国土交通省の独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下、「閣議決定」という。）に基づいて評価委員会が決定することとされた業績勘案率について取扱方針を以下のとおり決定した。

今後は、この取扱方針に基づき、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（国土交通省独立行政法人評価委員会平成16年2月23日改定）」を踏まえ、客観的かつ中立公正に役員退職金に係る業績勘案率を決定することとする。

1. 業績勘案率の決定について

(1) 基本的考え方

役員退職金に係る業績勘案率は、(2)①により求める平均業績勘案率を基本とし、当該退職役員に特段の個人業績がある場合にはこれを考慮し、評価委員会が決定する。

(2) 決定方法

①平均業績勘案率

退職役員が在職した各事業年度に係る評価委員会の法人の業務運営評価結果に即して次の表に定める各事業年度の業績勘案率（以下、「年度業績勘案率」という。）に当該年度の在職月数を乗じて得た数の合計を在職月数で除した数（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）を平均業績勘案率とする。

評 定	年度業績勘案率	内 容	判断の指標※
極めて順調	2.0	大半の目標の達成 状況が著しく高い	
順 調	1.5	中期目標以上の実 績である	129~110
	1.0	概ね中期目標どお りの実績である	109~ 90
概ね順調	0.5	中期目標が一部達 成されなかった	89~ 70
要努力	0.0	大半の目標の達成 状況が著しく低い	

※ 業務運営評価における実施状況全体に係る判断に用いる指標

② 役員の個人業績

当該退職役員について業績勘案率に考慮すべき特段の個人業績があるときは、その実績に応じて増減させることができる。この場合、平均業績勘案率からの増減の幅は、0.1（約10%）を目安とする。

ただし、①及び②により算定した業績勘案率が1.5を上回り、かつ次に掲げる条件を満たしていないとき、上記に関わらず業績勘案率を1.5とする。

- イ) 当該退職役員の在職期間において、複数事業年度の業務運営評価の評定が「極めて順調」であること
- ロ) 当該退職役員の在職期間中のいずれかの年度で、目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充てうる積立金）を積み立てていること

2. 業績勘案率の決定及び通知の手続き

(1) 評価委員会における決定

評価委員会は、法人より業績勘案率決定の申請を受けたときは、当該役員が所属していた法人の評価を行う分科会にて速やかに審査を行い、業績勘案率を決定する。

(2) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知

評価委員会は、閣議決定に基づき、個々の役員の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ評価委員会が検討した業績勘案率案を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知する。

(3) 業績勘案率の決定

評価委員会は、業績勘案率を決定した時は、当該退職役員が所属していた法人に対しこれを通知するとともに、業績勘案率が1.5を超え、または0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき国土交通大臣にこれを通知する。

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

【退職役員に関する情報】	
氏名	■■■■■
法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
役位及び 在職期間	理事 (平成14年3月15日～平成16年3月22日) [2年1ヶ月]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】		
各事業年度の状況	平成15年度	
業務運営評価	順調(105)	
年度業績勘案率	1.0	
在職期間	3ヶ月	
平均業績勘案率 (役位別)	1.0	
個人業績 (役位別も可)	(考慮する事項・理由)	

【業績勘案率（案）に関する情報】	
業績勘案率（案）	分科会名
1.0	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

【退職役員に関する情報】	
氏名	■■■■■
法人名	独立行政法人 国際観光振興機構
役位及び 在職期間	理事長 (平成15年10月1日～平成16年3月31日) [6ヶ月]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】				
各事業年度の状況	平成15年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
業務運営評価	順調(106)			
年度業績勘案率	1.0			
在職期間	3ヶ月			
平均業績勘案率 (役位別)	1.0 (理事長)			
個人業績 (役位別も可)	— (考慮する事項・理由)			

【業績勘案率（案）に関する情報】	
業績勘案率（案）	分科会名
1.0 (理事長)	国際観光振興機構分科会

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

【退職役員に関する情報】	
氏 名	■■■■■
法 人 名	独立行政法人水資源機構
役位及び 在職期間	理事長 (平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日) [6 ヶ月]

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】				
各事業年度の状況	平成 15 年度			
業務運営評価	順調(102)			
年度業績勘案率	1. 0			
在職期間	3 ヶ月			
平均業績勘案率 (役位別)	1. 0			
個人業績 (役位別も可)	— (考慮する事項・理由)			

【業績勘案率（案）に関する情報】	
業績勘案率（案）	分科会名
1. 0	水資源機構分科会

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

【退職役員に関する情報】	
氏 名	██████████
法 人 名	独立行政法人 海技大学校
役位及び 在職期間	理事 (平成13年4月1日～平成16年3月31日)〔36ヶ月〕

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 業績勘案率は1.0を基本とするとされているが、それを加減する特段の理由はなかった。
個人業績	0.0 (考慮する事項・理由) 業績の改善に努力したところであるが、法人の業績に加減する特段の理由はなかった。

役員退職金に係る業績勘案率（案）の決定について

【退職役員に関する情報】	
氏名	██████████
法人名	独立行政法人海員学校
役位及び 在職期間	理事 (平成13年4月1日～平成16年3月31日)〔3年〕

【業績勘案率（案）の決定に関する情報】	
業績勘案率（案）：1.0	
法人の業績 による勘案率	1.0 【当該率となった理由】 業績勘案率は1.0を基本とするとされているが、それを加減する特段の理由はなかった。
個人業績	0.0 (考慮する事項・理由) 業績の改善に努力したところであるが、法人の業績に加減する特段の理由 はなかった。

(参考)

当委員会の方針と国土交通省評価委員会の決定方法との関連

<p>役員退職金に係る業績勘案率に関する方針 (平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政 法人評価分科会決定)</p>	<p>国土交通省所管独立行政法人の役員退職金 に係る業績勘案率について(平成 17 年 3 月 23 日決定国土交通省独立行政法人評価委員 会)</p>
<p>1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退 職金を国家公務員並にするという今般の 退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする。</p>	<p>1 役員退職金に係る業績勘案率は、国家公 務員並みとするという基本的考え方を踏 まえ、1.0を基本として評価委員会が決 定する。</p>
<p>① 退職役員の在職期間に係る法人等の 業績が、当該法人の過去の通常の業績 とは明確に差があること及びその差 を、客観的、具体的かつ明確に説明で きるものとなっていること。</p>	<p>退職役員の在職期間に係る法人の実績に 応じて、法人の実績に係る業績勘案率を0. 0～2.0の間で算出する。特に、1.0を 超える業績勘案率を算出する場合には、退職 役員の在職期間に係る法人の業績が、当該法 人の過去の通常の業績とは明確に差がある こと及びその差を、客観的、具体的かつ明確 に説明できなければならない。</p>
<p>③ 業績勘案率算定に当たっての法人の 個々の評価結果のウェイト付けが適切 であること。</p>	
<p>④ 在職時に受けた役員報酬に対する法 人等の業績等の反映状況と整合的であ ること。</p>	
<p>⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する 場合、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 考慮の程度が付随的なものとなっ ており、法人等の業績に比べて重視 しすぎていないこと。・ 過去の役員の通常の業績とは差があ ったことを客観的・具体的根拠によっ て認定していること。・ 個人的な業 績を考慮して業績勘案率を変動させ る幅について、過去の役員の通常の業 績との差に対応した明確な基準が定 められていること。また、客観的・具 体的根拠によってその幅を決定して いること。	<p>退職役員の個人の業績に応じて、増減の幅 を算出する。個人的な業績は、法人の業績 と比較して付随的なものであることを考 慮し、増減の幅は0.2を目安とする。</p> <p>増減の幅を設ける場合には、過去の役員 の通常の業績とは差があったことを客観 的・具体的根拠によって説明できなければ ならない。特に、その差は、役員任期中に おける法人役員としての固有の業務に関 する個人的な業績でなければならない。</p>

<p>・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。</p>	
<p>⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。</p>	<p>退職役員の業績勘案率は、法人の業績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定する。</p> <p>この場合、理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定する。</p>
<p>⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。</p>	<p>決定した業績勘案率が1.5を超える決定をする場合は、当該退職役員の在職期間中のいずれかの年度で、目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充てうる積立金）を積み立てていることを条件とする。</p>
<p>⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。</p>	
<p>⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。</p>	